

◇ 入園にあたっての提出書類 ◇

【重要】一度提出された書類はお返しできません。育児休業給付金の手続きのために必要な場合があるため、記入後の申込書は必ずご自身で事前にコピーし、保管しておいてください。

○マイナンバー（個人番号）確認のための書類

- ・マイナンバー確認資料
- ・身元確認資料

※詳細は別紙「保育園等の入園申込み手続きには、個人番号（マイナンバー）の記載が必要になります」をご参照ください。

（１）教育・保育給付認定申請書

- ・マイナンバー（個人番号）を全員分記入してください。
- ・保育施設の入所希望日について、追分ベビー園の入所は生後半年以降、それ以外の園は生後９週以降となります。

（２）状況調査表

（３）保育の必要性を証明する書類（両親および 64 歳以下の同居親族）

- ・育児休業を取得することが決定している場合は、就労証明書に必ずご記入ください。
- ・就労証明書は、証明日より 3 か月以内のものが有効です。
- ・保育の必要性を証明する書類は、児童 1 人につき 1 部ずつ提出してください。
（兄弟姉妹分コピーでの提出可。）
写しの書類は必ずご自身で事前にコピーをし、1 部ずつ添付してください

保育の理由	必要書類
就 労	就労証明書【必ず勤務先で記入してください】
妊娠・出産	母子健康手帳の写し（母の氏名と出産予定日が確認できる部分）
疾病・障がい	診断書または障害者手帳・療育手帳
常時介護等	介護状況届と、診断書またはケアプラン等の写し（要介護者の場合）
災害復旧	罹災証明書
求職活動	ハローワークの登録カードの写し（※お持ちの方のみ）
就 学	時間割と、在学証明書の写しまたは受講決定通知書の写し
D V 等	福祉事務所長、児童相談所長等の意見書または証明書

☆ 同世帯に「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」等を有する方がいる場合は、必ず写しを提出していただきますようお願いいたします。

☆ 出生予定でお申込みの方は、仮申込みとなります。

出生後（1 か月以内）に子育て応援課（入園受付窓口）で出生の手続きをお願いします。

入所審査について

- ①申請受付期間：令和 6 年 11 月 1 日（金）～12 日（火）
- ②審 査 日：（第 1 回目）令和 6 年 12 月 13 日（金）
（第 2 回目）令和 7 年 2 月中旬
- ③結果通知日：（第 1 回目）令和 7 年 2 月上旬～
（第 2 回目）令和 7 年 2 月下旬～

※申請受付期間後に申請書を提出された方については、3 月以降に随時通知いたします。